

沼田市下之町駐車場
自動販売機設置事業者
募 集 募 要 集 項

平成28年5月

沼 田 市

經濟部グリーンヘル21活用推進課

沼田市下之町駐車場自動販売機設置事業者 募集要項

沼田市下之町駐車場（以下「下之町駐車場」という。）に設置する自動販売機の設置事業者を下記のとおり募集します。

入札に参加を希望される方は、要項の内容を確認し、各事項を承知の上、参加してください。

1 目的

下之町駐車場利用者の利便性の向上を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的とする。

2 貸付対象物件

名 称	所 在	建 物	貸付場所及び面積
下之町駐車場	沼田市下之町 1018番地	鉄骨造7階建て 立体駐車場 駐車区画397台 24時間営業 年中無休	3階連絡通路の一部 6.1㎡(6.1m×1.0m) 放熱余地及び回収ボックス設置 部分を含む。 ※4台まで設置可

3 貸付期間

平成28年7月1日から平成33年3月31日までとし、更新はしない。

設置日は、協議して定める。

貸付期間が満了する翌日までに原状復旧を行う。

4 貸付方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付とする。

契約は、民法（明治29年法律第89号）第601条の規定に基づく賃貸借契約とし、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとする。

貸付料は、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入するものとする。

納付した貸付料は返還しない。

5 その他の費用

- (1) 貸付場所に係る電気料については、貸付料とは別に設置者が負担するものとし、使用電気料を計測するための子メーターについて、市と協議のうえ、設置者の負担で自ら設置するものとする。
- (2) 電気料は、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納付するものとする。
- (3) 貸付期間終了後、原状復旧にかかる費用は、設置者の負担とする。

6 設置に関する条件

- (1) 販売商品は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ、食料品の販売は行わないこと。
- (2) 標準販売価格（定価）以下で販売すること。
- (3) 使用済容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台につき1個以上の割合で、貸付場所内に設置し、設置者の責任で適切に回収・処分し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから容器があふれることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- (4) 設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理、問い合わせ、苦情等の対応については、設置者が責任をもって行うこと。なお、商品の在庫、補充管理を適切に行い、商品の賞味期限にも注意すること。
- (5) 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (6) 商品補充等の時間帯については、市と協議して定めること。
- (7) 市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難、事故、故障等に関して、市は一切の責任を負わない。
- (8) 設置する自動販売機は、省電力や環境に十分配慮したものであること。
- (9) 自動販売機は、転倒防止措置を講じること。
- (10) 自動販売機で販売する商品に関係のない広告を掲載しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。
- (11) 年1回、年度末の売上金額を市に報告すること。
- (12) 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

7 日程

日程は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

項 目	期 日
1 公告	平成28年5月 2日 (月)
2 入札参加申請の開始	5月 2日 (月)
3 入札参加申請の提出期限	5月20日 (金)
4 質問受付期間	公募開始～5月20日 (金)
5 質問と回答の公表	5月25日 (水)
6 入札	5月30日 (月)
7 契約	6月

8 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が参加できる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (2) 法人にあつては、群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては沼田市内で事業を営んでいること。
- (3) 沼田市税を滞納していないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ、現在沼田市内に自ら設置している自動販売機を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

9 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に必要書類を添え、下記の期間内に提出すること。

(1) 提出期間

平成28年5月2日（月）から同月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 提出場所

沼田市役所 経済部 グリーンベル21活用推進課（本庁舎2階）

沼田市西倉内町780番地

0278-23-2111

(3) 提出書類

ア 入札参加申請書（所定様式）

イ 法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票（3か月以内に発行したもの）

ウ 沼田市税の完納証明書（3か月以内に発行したもの）

エ 設置する自動販売機のカタログ

(4) 提出方法

持参のみとし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

10 質問

質問がある場合は、次のとおり提出すること。なお、質問書を提出できる者は、入札参加申請書の提出者に限る。

問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切回答しない。

(1) 受付期間

平成28年5月2日（月）から同月20日（金）まで

(2) 提出場所

沼田市役所経済部グリーンベル21活用推進課（本庁舎2階）

沼田市西倉内町780番地

(3) 提出方法

質問書（所定様式）を持参。

郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(4) 質問者への回答

全ての質問及び回答をまとめ、平成28年5月25日（水）までに市のホームページに掲載する。電話等での個別の回答は行わない。

11 入札

(1) 日時場所

平成28年5月30日（月） 午前10時 沼田市役所北庁舎2階 第二会議室

※ 代理人の場合は、委任状が必要となるため、必要事項を記載し、記名押印したものを提出すること。

(2) 入札書に記載する金額

入札書は、1か月分の貸付料（税抜き）を記入する。契約金額は、この額に消費税及び地方消費税を加算した額となる。

(3) 落札者の決定方法

市が定める予定価格以上で最高の額をもって、有効な入札をした者を落札者とする。落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 注意事項

入札開始時に不在の場合は失格とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

12 契約締結

落札者決定後、平成28年6月中に、落札者と賃貸借契約を締結する。

